DC21
E147

0020990000

0020990-000

DC21－E147

世界経済資料

外務省総務局経済課

1947. 3 他

ADC

330.8

目次

一、交通　昭和二十二年
二、財政金融　〃
三、対独処理　〃
四、貿易　〃
五、労働　〃
六、一九四七年の世界産業・資源展望
七、世界鉱工産の需給展望

寄贈

世界経済資料

交通

昭和二十二年

総務局経済課

（昭和二十三年一月十六日）

一、航空

(1)國際民間航空機構

南太平洋域航空会議

二月七日からメルボルンで開かれたがこれは暫定國際民間航空機構主催の地域別会議第五回目のもので南太平洋域内航空路の再検討等が主要議題であつた。

第二回欧洲及び地中海域航空会議

四月十五日からパリで開かれたが、欧洲及び地中海域における現行航空貨物統制規定及び手続などが再検討された。

第一回國際民間航空機構会議

五月六日からモントリオールで開かれ二十七日終了したが、これは一九四五年六月シカゴで調印された國際民間航空協定が二十八カ國の批准を終り、四月四日から暫定國際民間航空機構に代り、恒久的な國際民間航空機構発足後、第一回の総会で機構と機能の問題、國連との関係等が討議された。

第二回國際民間航空機構会議

九月末モントリオールで開かれ、飛行場エキスパートが参集飛行場、航空路、地上設備の改善について討議した。

ジュネーブ航空会議

商業航空協定締結問題に関する國際民間航空機構特別会議にして十月二十七日からジュネーブで開かれたが、妥結に達せざるまま十一月二十七日閉会した。

DC21
E147
国立国会
32.3.14
図書館
89838724
417569

(2) 航空協定

本年中に締結された航空協定並にその調印月日は左の通りである。

		調印月日
一、	米・エクアドル	八
一、	米・ペルー	二七
一、	米・シヤム	二六
二、	米・南阿	二三
五、	米・アルゼンチン	一〇
五、	米・チリー	一六
九、	英・チリー	二二
一二、	英・比島	二三
七、	英・中國	二三
七、	シヤム・中國	一六
一二、	オランダ・中國	一五
三、	チエコ・トルコ	一七
七、	シヤム・蘭印	一八
三、	ポルトガル・アルゼンチン	一八
四、	ギリシヤ・スエーデン	発表（今週調印）
		発表（先週調印）

(3) 新航空路

本年中に開設された定期航空路は左の通りである。

	運営会社	開始月日
世界一周商業航空路	汎米航空会社	六一七
北米・ニュージーランド間	ブリナシ・コモンウェルス・エアラインズ	四・二五
カナダ・ペルー間	ペルービアン・インタナショナル・エアウエイズ	盛夏頃
ロンドン・ヤネバ間	ブリナシ・ユーロピアン・エアウエイズ	五月
上海・マニフ間	中國航空公司	四四
シドニー・アデレイド間	トランス・オーストラリア・エアラインズ	五五
比島・スペイン間	フィリッピン・エアラインズ	五月
日本・濠洲間	クィーンスランド・アンド・ノーザンテリトリ	八月開設
	エアサービス	許可
ドイツ國内商業航空路		一一一五
(ベルリン・フランクフルト間)		米占領軍
		当局発表

(4) 各國航空界

英國

英植民地民間航空会議がロンドンで開かれ、四月二十四日終了したが、参加國政府の承認[illegible]として幾多の提案に付き協定に達した上報じて[illegible]

中國

米國の民間航空局に比すべき中國政府の民間航空局が一月二十日開設されたと報ぜられている。

印度

印度政府は民間航空会議を一月一日からニューデリーで開催、議題は國内及び対外航空輸送業務の國営問題、全印度民間航空局の開設及び航空施設改善等であつた。

二、海運

(1)(1) 國際会議

(1) 國際海運会議

二月十一日からロンドンで主要海運國の船主協会代表が出席して開かれたが、議題は國際海運諮問機構と國際海運会議との關係及び航海の安全、載貨きつ水線、無線電信などに関する技術的問題であつた。

(2) 第一回暫定海事諮問会議

五月十六日からパリで開かれたが、この会議において海運上の技術的並に規律的問題を研究するための臨時機構設立問題が討議された。

(3) バルチック海域及び國際海事会議

五月十六日からコペンハーゲンで開かれ、十カ國代表二百四十名が参加した。

(2) 世界造船統計

ロイドレヂスターの統計によれば、昨年中の世界における百トン以上の船舶進水隻数は七百四十七隻で、各國別トン数は左の通りである。

英國及びアイルランド	一三三二四五（トン）
米國	五〇一二九四
スエーデン	一四六八七五

417569

カナダ　七一八九八
イタリー　六一七四二
その他　二一二三六七
世界合計　二一二七四二一

右の如く英國及びアイルランドは造船高において、世界合計の半は以上に達する三三・三%を占め、米國造船高は戰爭中世界最高記錄を示したが、右表の如く第二位に落ち、その後十月七日ニューヨーク發INSの報ずるところによれば、現在第六位に落ちている由である。

(8) 各國海運界

米國

(イ) 米國余剰商船賣却狀況

五月五日の米國海事委員会發表によれば、本年第一・四半期間加速度に增加を示し、賣却船舶數千百九十三隻に達し、その中八百三十一隻が外國へ賣渡されている。

(ロ) 海事委員会船舶運営權限延長

トルーマン太統領は十二月一日議会に教書を送り、米國海事委員会の政府所有船舶運営權限が明年二月二十九日滿期となるのを一九四九年六月三十日まで延長するよう要請した。

ソ連

北永洋航路拡張計畫

モスコー放送がタス通信社の報道として傳えるところによれば、

ソ連は明年北氷洋に航行する船舶數を四倍にする計畫である由。

中國海運復興計畫

二月三日中國政府交通部航運局長は中國海洋復興拡充計畫の第一段階を完了したと発表したが、右計畫の第一段階は中國所有船舶トン數の戰前の水準六十万トンまでの回復で、第二段階は本年中に更に七十万トン增加せしめるが、これには日本の賠償船舶五十三万トンを含む。第三段階は明年度太洋航行船の建造を含み、造船能力を五十万トンないし百万トンに引上げることになつている。

三 陸運

(1) 欧洲中央内陸運輸機関廃止

十月一日をもつて廃止され、その業務は欧洲経済委員会の運輸機構へ移管された。

(2) 各國陸運界

ソ連

北氷洋鉄道建設計画

カレリア州首都 PETROSAVODODOVCK から北氷洋岸に至る新しい鉄道建設を計画しているが、これは有名なムルマンスク鉄道の更に東を走る並行線となる

濠洲

國有鉄道軌幅統一及び近代化計画

八月十八日濠洲運輸大臣はこの計画のため、約七億六千八百万ドルを支出する旨発表した。

中國

(イ) 西南部鉄道建設計画

四月二十一日附の大公報によれば、重慶と漢口をつなぐ川漢鉄道の建設計画が具体化し、次に大公報の貴陽電によれば、貴州、雲南両省の交通当局はテンチエン鉄道（昆明＝貴陽間）の建設にかんし路線計画を立てている由。

(ロ) 新疆青海公路

蘭州よりの中央社電によれば、戦前から計画されていた新疆青

海公路の建設は近く完成すると報ぜられる（十一月二）。

〓通信

(1)國際会議

(イ)世界無線通信会議

五月十五日から米國のアトランチック・シチーで開かれ、十月二日終了、一九三二年マドリッドで調印した無線通信條約及び一九三八年カイロで調印した無線通信規則に取つて代る二つの重要協定が成立、七十八カ國代表間に調印された。

(ロ)海上無線技術委員会

米國務省は海上無線技術委員会を結成する目的で、各國政府及び海運業者等を、五月十二日ワシントンで開催する臨時会議に招請した。

(2)各國通信放送界

独占領地区

英米佛ソ占領地区間及びベルリンと諸外國（日本及びスペインを除く）間の電話通信が明年二月一日から開通する。

米國

急速な進歩を示しつゝあつて、NBC副長は一九四八年末までには總取者二千万に達する見込みと報ぜられる。

以上

1219
納本

世界経済資料
昭和二十三年四月

財政金融一一九四七年

総務局経済課

国立国会図書館

目次

第一部　國際金融

一、金問題―金のやみ取引停止勧告、金價格引上げの声、金の國際的な動き、主要國金保有高……五頁

二、爲替―各國爲替率の變更（ドイツ、イタリア、中國……）ニューヨークにおける主要國爲替相場、國際通貨基金の第一次平價……八〃

三、ブレトン・ウッズ機構―新加盟國、資金の拂込狀況、業務、各國委員会第二次大会……一四〃

四、武器貸與の決済―武器貸與局の廢止、貸與總額、現在までの清算狀況……二三〃

五、米國余剰軍需物資処分狀況―クレジット供與狀況……二七〃

六、米國の対外金融援助―概觀、商業及び復興借款、贈與、占領地救済費、ギリシヤ、トルコ援助、マーシャル・プラン、対欧緊急援助、中國援助、ブレトン・ウッズ機構を通ずる融資、雜……三〇〃

七、ポンド・ブロック金融事情―ドル貨調達問題（米英借款引出、ポンドの自由交換とその停止、その世界に及ぼした影響、金の賣却と基金からの米貨購入、カナダ借款の引出し、対外債務の現狀―封鎖ポンドの累積狀況―）……四八〃

六、その他諸國間の金融協定ーエジプト、アルゼンチン、ソ連、オーストラリア、ニュージーランド、イギリス、フランス……六〇頁

第二部　各國財政、金融
（アジア）
一、中國ー予算、物價、經濟緊急措置、外國爲替弁法、……六七頁
二、フイリツピンー予算、……七四〃
（西欧）
三、フランスー予算、國際收支、物價（物價引下げ）、銀行割
　引率、……七四〃
四、ベルギーー物價、……八一〃
五、イタリアー予算、物價、リラ相場の動き、外國からの借り
　入れ、……八二〃
六、スエーデンー予算、物價、……八六〃
七、スイスー物價、……八七〃
八、オーストラリアー通貨改革、……八九〃
九、オランダー予算、物價、……八九〃
（ソ連圏）
一〇、ソ連ー予算、通貨整理、……九一〃
一一、北鮮ー通貨整理、……九四〃
一二、ルーマニアー通貨整理、……九四〃
一三、チエツコスロヴアキアー物價、財產稅、……九五〃
（英帝國圏）
一四、英本國ー予算、國民所得、物價、經濟緊急対策、雜、……九七〃
一五、カナダー國際收支狀況、物價、……一〇四〃

一六 オーストラリア（予算、米貨債借換え、物價、金價格、一〇七頁
一七 印度（財政、銀貨廢止、、、、、、、一〇九〃
一八 ビルマー通貨局の設置、連邦銀行開設、、、、、、、一〇九〃
（米洲）
一九 米國（財政（予算、國民所得、通貨狀況、所得稅輕減案）
物價、金融（株式証拠金引上、會社收益、海外投
資、銀行貸付高、割引率）、、、、、、、一一一〃
二〇 メキシコ（物價、硬貨発行、、、、、、、、、一二六〃

第一部　國際金融

一　金問題

(一)金のやみ取引停止勧告

現在金の價格は一九三四年の米國金準備法による一オンス三十五ドルを國際通貨基金が採用したことによつて、世界的に公定されているのであるが、戰後の世界各國が当面している紙幣價値の下落は不變な價値としての金に対する異常な需要を呼び起し各國で、右の公定された價格を上廻る價格をもつて取引きされている狀態であつた。

この狀態を調査していた國際通貨基金当局は、六月二十四日、その当時の加盟四十四ヶ國に対して、平價以上の價格で金の取引をせぬようにする措置を迅速に実施するような要請を発した。これに應えて、それまで一オンスを約三九、五三ドルで賣つていたものを始めその他の諸國もそれに協力する措置を講じた。米國においても十月二十四日一九三四年の金準備法を修正して金の輸出に対して制限を加重することとなつた。

(二)金價格引上げの声

右のような金のやみ取引を助成する一因として、採金コストの騰貴が各方面で叫ばれている。南阿連邦、カナダ、米國等で殊にその声が高いのであるが、米國において、スナイダー財務長官は次にわたつて金價格引き上げの意図はない旨言明した。しかしながら十二月十一日発表されたカナダの産金に対する奬勵金計畫は実質的には金價格の引上を示唆するものとして、濠洲

の産金税廃止とともに注目されている。

(三)金の國際的な動き

英國、フランス等の保有金が緊急物資の輸入資金として多量に米國に流入しつつあることは同國の金保有高の増加という形で一九四七年を通じての著るしい現象であつた。（詳細については後述）

(一)世界主要國中央銀行及び政府の金保有高

（米國連邦準備局調査）

（単位　百万米ドル）

國名＼時期	一九三九年十二月	一九四五年十二月	一九四七年六月	一九四七年十二月
アメリカ	一七七九八	二〇〇七七	二一二六六	二二七二三
アルゼンチン	四六六	四〇三	（五月）七二三	—
ベルギー	六〇九	七一六	六四三	—
ブラジル	四〇	三三四	三五四	—
イギリス	一七三三	—	—	—
フランス	三三六八	一〇九〇	六九六	四六三
オランダ	六九二	二七〇	一九〇	—
南阿連邦	二四九	九一四	七八八	—
スイス	三四九	一一〇四	（二月）一四三一	—

注(一)英國の保有高については公表されないが、金及び直ちに金に變えることのできる米貨と合せて、本年八月二十日約二、

四〇〇百万ドルあつたのが、十二月には約二、〇〇〇百万ドルとなつたものと推定されている。

(二)ソ連の保有高は不明であるが、米國のソ連経済専門家ブリス博士はユーナイテッド・ネーションズ・ワールド誌十二月号でソ連は百七十億ドルに達する金を保有していると推定した。それに対して一九四八年一月二十日米大統領は一九四七年六月末現在における世界各國の金保有高として左の通り発表して、ソ連を世界第二位の全保有國としている。

世界合計		三六、七八九百万ドル
米國		二二、七八九〃
ソ連		二、五〇〇〃
英國		二、三六〇〃
スイス		一、三五五〃

二、爲替

(一)各國爲替率の變更

1、ドイツ

一月十一日、ドイツ占領米軍当局は輸出用マルクの対米暫定爲替相場を一マルク対米貨三十セントと決定する旨発表したが、石炭等のように國際相場のきまつている商品については適用しないと附記されている他詳細については不明である。

2、イタリア

一月十七日イタリア政府はそれまで輸出業者のみに許されていた有利な爲替相場（すなわち一九四六年三月二十六日の命令で、輸出業者にその獲得した外貨の半額を、米貨に例をとれば、公定爲替率たる一ドル対二二五リラで、残り半額を五二五リラで交換することが出來るという特典を與えて輸出貿易を奬励していた結果、輸出業者に限り、リラ貨は實際上対米三七五リラという爲替率になつていた）を海外からの送金をうける者、旅行者及び外國通貨をイタリア國内で受取る外國人にまで適用するよう右の命令を拡張した。この措置によつてイタリアは一九四六年二月決定のリラ貨平價の間接的な切下を行つていた訳であるが、八月一日更に平價の正式切下げを行い、従前の対米一ドル二二五リラを三五〇リラに、対英一ポンド九〇〇リラを一四〇〇リラと變更した。これは約五六%の切下げに当る。これと同時にフランス銀行も八月四日対イタリア送金爲替レートを一〇〇リラにつき貫三三、九

八ヲンン、賣三四、八〇ヲンと決定した。

しかしながらイタリア政府は、リラのやみ市場を一掃し、観光事業及び輸出を促進するために十一月二十七日にいたつてリラの公定爲替レートを廃止し、対米レートは三五〇リラと六五〇リラの間という範囲を定めて自由市場の動きに任すこととした。尤もイタリア銀行は便宜上右の範囲内で毎月一定の爲替率を発表することになつているが、それによると十二月分は対米六〇三リラ、対英一九八四リラ、対スイス一五二リラとなつている。

イタリアが極つたこの措置は國内のインフレーション対策がかなりの成果を見せているために今までの所は成功を收めており、マーシャルプランに対する受入態勢としての通貨の安定性確立に一歩を進めたものとして諸外國からの好評を得ている。

3、中國

止まる所を知らぬ國内インフレーションの影響をうけて、中國の対外爲替率は低落の一途を辿り、相率ぐ公定レートの引下けも及ばず、本年八月十七日にいたつて遂に新爲替弁法（別項参照）を施行し、公定相場と別個に、その時々によつて決定するオープンマーケット制を採用することとなつたが、しかもなおやみ市場を一掃することはできず、やみ相場は依然としてオープンマーケット相場の約二倍程度の高さを保つて後者をリードしつつある状態である。

今最近までの米ドル爲替に対する法幣の公定相場、オープン、

マーケット・やみ相場等の動きを表記すれば左の通りである。

日時	公定相場	オープン相場	やみ相場
一九四六　三　四	二〇二〇元	—	二七〇〇元
〃　八　一九	三三五〇元	—	
一九四七　二　一七	一二〇〇〇元	—	一八〇〇〇〃
〃　八　一八		三九〇〇〇元	四四〇〇〇〃
〃　八　二七		三八五〇〇〃	四一〇〇〇〃
〃　九　二六		四六〇〇〇〃	六〇〇〇〇〃
〃　一〇　二四		五五〇〇〇〃	八二〇〇〇〃
〃　一一　二五		七二五〇〇〃	一四八〇〇〇〃
〃　一二　三〇		八九〇〇〇〃	一四五〇〇〇〃

なお、十二月三十日における対英オープン・レートは一二九万元であつた。

4 ポーランド

ヅロチー貨の対米為替率は従来一ドル対一〇〇ヅロチトであつたが、ポーランド政府は七月以来一ドル対二五〇ヅロチーを実施し、更に十一月二十三日に到つて対米平價を一ドル対四〇〇ヅロチーにまで引き下げた。

右に記したイタリア、中國、ポーランドはいずれも國際通貨基金の加盟國であるが、まだ基金における平價の決定を見ていない國であるために上述のような措置を自由に行うことができた。

(二)ニューヨークにおける世界主要國爲替相場
（米貨セントによる表示）

國名	單位	一九四七年一月二七日	一九四七年一二月一七日
アルゼンチン	ペソ	公定 二九・七七	二九・七七
オーストラリア	ポンド	自由 二四・四五	二四・九五
ブラジル	クルゼイロ	三二三・二五	三二二・五
カナダ	ドル	五・四五	五・四六
イギリス	ポンド	九五・一二五	八八・二五
フランス	フラン	四〇三・〇	四〇三・五
インド	ルピー	〇・八四一	〇・八四二五
メキシコ	ペソ	三〇・二五	三〇・二四
上海	百元	二〇・二二	二〇・七〇
オランダ	グルデン	三〇・一四	八・六二五
バタヴィア	ギルダー	四七・九〇	三七・七〇
シンガポール	ドル	三七・九〇	三七・九〇
ホンコン	ドル	四七・五五	四七・五〇
スイス	フラン	二五・二三	二五・二〇
		二三・三六	二三・三六

(二)國際通貨基金発表の第一次平價
(一九四六年十二月十八日発表)

1、首都地域の通貨

國名	單位名	一米ドル当り各國通貨單位	一通貨單位当り米貨セント
ベルギー	フラン	四三・八二七五	二・二八一六七
ボリヴィア	ボリヴィアノ	四二・〇〇〇〇	二・三八〇九五
ウナダ	ドル	一・〇〇〇〇	一・〇〇〇〇
チリー	ペソ	三一・〇〇〇〇	三・二二九八一
コロンビア	ペソ	一七・四九六九	五七・一四三三
コスタリカ	コロン	五六・一五〇〇	一七・八〇九四
キューバ	ペソ	一・〇〇〇〇	一・〇〇〇〇
チェッコスロヴァキア	コルナ	五〇・〇〇〇〇	二・〇〇〇〇
デンマーク	クローネ	四七・九九〇一	二・〇八三七六
エクアドル	スクレ	一五・〇〇〇〇	六・六六六六
エジプト	ポンド	〇・三五〇〇	二八五・七一四一
エル・サルヴァドル	コロン	二・五〇〇〇	四〇・〇〇〇〇
エチオピア	ドル	二・四八四七	四〇・二五〇〇
フランス	フラン	一九一・〇〇〇〇	〇・八三九五八三
グアテマラ	ケツアル	一・〇〇〇〇	一・〇〇〇〇
ホンジュラス	レンピラ	二・〇〇〇〇	一・〇〇〇〇
アイスランド	クローナ	六四・八八五	一五・四一一一

2、非首都地域の通貨（略）

インド	ルピー	三・三〇八五二	三〇・二二五〇
イラン	リアル	三二・二五〇〇	三・一〇〇七八
イラク	ディナール	〇・二四八一三九	四〇三・〇〇〇
ルクセンブルグ	フラン	四三・八二七五	二・二八一六七
メキシコ	ペソ	四・八五五〇	二〇・五九七三
オランダ	ギルダー	二・六五二八五	三七・六九五三
ニカラグア	コルドバ	五・〇〇〇〇〇	二〇・〇〇〇〇
ノルウェー	クローネ	四九六二七八	二〇・一五〇〇
パナマ	バルボア	一・〇〇〇〇〇	一〇〇・〇〇〇
パラグアイ	グアラニ	三・〇九〇〇〇	三二・三六二五
ペルー	ソル	六・五〇〇〇〇	一五・三八四六
フィリッピン	ペソ	二・〇〇〇〇〇	五〇・〇〇〇〇
南阿連邦	ポンド	〇・二四八一三九	四〇三・〇〇〇
イギリス	ポンド	〇・二四八一三九（又は四シリング十一・五五三ペンス）	四〇三・〇〇〇
アメリカ合衆國		一・〇〇〇〇〇	一〇〇・〇〇〇〇

三、ブレトン・ウッズ機構

㈠新加盟國

一九四六年末までに四十カ國の正式加盟を得ていた國際通貨基金及び國際復興開発銀行の両機関は一九四七年中に左記の五カ國の新加入を得た。

國名	加加盟年月日	基金割当額	銀行資本應募額
トルコ	一九四七・一一・一	四三百万ドル	四三百万ドル
イタリア	〃	一八〇 〃	一八〇 〃
シリヤ	〃	六・五 〃	六・五 〃
レバノン	〃	四・五 〃	四・五 〃
オーストラリア	〃 八・五	二〇〇 〃	二〇〇 〃

右の外一九四七年九月十一日からロンドンで開催された第二次各國委員会で、フインランド（出資金各三千八百万ドルの予定）の加盟が承認された。

(二)資金の拂込狀況

(1)基金

基金に對する拂込みは、その業務開始の日である一九四七年三月一日までに平價の決定していない八カ國（ブラジル、中國、ドミニカ、ギリシヤ、ボーランド、ユーゴスラヴィア、佛印に關するフランス、蘭印に關するオランダ）を除いた三十二カ國から約八十五億ドルに相當する拠出金を得たのであるが、その後トルコも六月十九日に平價が決定されたので拂込を行つたものと見られている。參考として、米、英兩國の拠出の仕方を記せば次の通りである。

米國

一九四五年の出資　二七五〇〇〇〇〇ドル

一九四六年十一月二十一日拂込分

金で　六八七五〇〇〇〇・一一

一九四七年二月　金で　五〇〇〇〇〇〇

證券で　二七五二四九九・八九

ドル貨で　二七五〇〇〇〇〇

證券で　二七五〇〇〇〇〇

合計　二七五〇〇〇〇〇〇

英國

金で　二〇三〇〇〇〇ポンド

證券で　二三八〇七五〇〇〇

ボンド貨で　三三〇三〇〇〇〇

合計　三二五八〇〇〇〇（十三億ドル）

協定によれば金又はドル貨による拂込みは拂込金額の二五%又は一九四六年九月十二日における当該政府の保有金及びドル為替の総額の十分の一の二者の中、少い方をえらんでよいこととなつているが、米國はこの前者を英國はこの後者をえらんだものである。なお一九四七年八月現在における基金の保有資産は次の通りである。（米國連邦準備銀行月報所載）

金		一三四五百万ドル
加盟國通貨		
	内米貨	一九二九〃
	その他の通貨	三三〇四〃
加盟國未拂込		一三四二〃
拠出分担額		七九二二〃
収益		二〃

(2) 銀行

一九四六年中に各國は一部の例外を除きその資本應募額の十パーセントを拂いこんでいたが一九四七年になつてからは三月二十六日までに更に五パーセント五月二十六日までに更に五パーセントを拂いこみ「セントの拂込みを終つたその二十パーセントの拂いこみ」規定の結果拂込總額は約十五億八千六百六十二万ドル、その中金又はドル貨は七億二千百三十万二千三百ドル」に達し、米國のみの拂込みが六億三千五百万ドルであつたことである

なお一九四七年九月三十日現在の銀行資産内容は次の通りである（米國連邦準備銀行月報所載）

米國通貨	三三五百万ドル
内米貨	八七三〃
加盟國通貨	四〇七〃
その他通貨	四五〃
米國証券に対する投資	三〃
未拂込額※	二五〇〃
貸付金	二二三〃
その他の資産	二〃
社債発行	六四五〃
貸付中の未引出高	二〃
その他の債務	〃
資本額※	〃
収益	〃

※註。拂込要求の行われていない六、五八〇百万ドルを除く

（附）銀行社債の発行

自己資金だけでは到底殺到する貸付申込に應ずることの出來ない銀行は、米國市場にその資金の供給を仰ぐ目的を以て、一九四七年六月三十日、米國証券取引委員會に社債発行の登錄を行い、同七月十五日に次の表の通りの社債を発賣して、その全額應募を得た。

種類	額面	年利	発行額
十年満期の分	一〇〇ドル	二・二五％	一億ドル
二十五年満期の分	一〇〇〃	三〃	一億五千万ドル
計	二億五十万ドル		

三、基金

一九四六年十二月十八日、加盟國平價の決定を發表すると同時に基金は一九四七年三月一日をもつて、その業務開始の日と決定實行したが一九四七年內における主要な活動狀況は次の通りである。

一九四七年五月廿三日　フランスに對し佛フランと引き換えに米貨二千五百万ドルを賣却（手數料十八万七千五百万ドル）

〃　五月廿三日　オランダに對しオランダ、ギルダーと引き換えに千二百万ドルを半額米貨、半額英貨で賣却（手數料九万ドル）

〃　六月廿四日　平價以上の價格での金のやみ取引停止を勸告

〃　九月十六日　英國にポンド貨引換えで米貨六千万ドルを賣却

〃　十月十九日　英國に米貨一億二千万ドルを賣却

十一月中に　英國に米貨一千六百万ドルを賣却（その他にも十一月中に英國は四千四百万ドルを購入した模樣である）。

右のほかチリ、デンマーク、メキシコ、トルコ、ベルギー等とも取引をした模様であるが詳細は不明である。

(2)銀行

銀行の正式開業は一九四六年六月二十五日であつたが、それ以來一九四七年末までの貸付申込みは左記の通り十カ國、二十六億一千八百万ドルに達していた。

國名	金額
エッコスロアキア	三五〇百万ドル
ポーランド	六〇〇〃
チリ	四〇〃
シリヤ	六五〃
デンマーク	五〇〃
フランス	五〇〇百万ドル
イラン	二五〇〃
オランダ	五三五〃
ルクセンブルグ	二〇〃
メキシコ	二〇八〃

しかし銀行が実際に貸付を行つたのは一九四七年五月九日のフランスに対する貸付をもつてこう矢としてオランダ、デンマーク、ルクセンブルグ等の西欧諸國のみに限られた。その細目は次の通りである。

一九四七年五月九日　フランスに貸付

金額二億五千万ドル（米ドル）

條件、期間三十年、利率三・二五％

銀行手数料一％計四・二五％

五カ年間元金据置

2、一九四七年八月七日
オランダに貸付
金額一億九千五百万ドル（米ドル）
條件期間二十五年、利子佛の場合に同じ

3、八月十一日
デンマークに貸付
金額四千万ドル（米ドル）

4、八月中
ルクセンブルグに貸付
金額一千二百万ドル（内二百万ドル相当はベルギー・フランで他は米ドル）

四、第二回各國委員会年次大会

一九四六年九月二十七日から十月三日まで、ワシントンで、スナイダー米國委員議長の下に開催された第一回各國委員会に次いで、第二回各國委員会年次大会が、一九四七年九月十一日から九月十七日までロンドンでドールトン英國委員司会の下に開かれ、

1、基金及び銀行の年次報告（基金はギュット専務理事、銀行はマックロイ総裁が提出）採擇、

2、フィンランドの加盟承認

3、イラン及びエジプトの出資割当額の増額勧告（イランの基金分担額を従前の二千五百万ドルから三千五百万ドルに、エジプトのそれを四千五百万ドルから六千万ドルに、それぞれ増額すべきであると勧告された。）

4、銀行諸問評議員の選挙及び常務理事の改選、等を決定し、中國委員愈鴻鈞財政部長を來年度の年次総会議長として選出し、開催地をワシントンと定めて終了した。

武器貸與の決濟

(一)武器貸與局の廢止

戰時中連合國の兵器廠として大きな役割を果した米國の武器貸與局は三月二十二日附消滅し爾後國務省がその事務を引繼いで外國との清算の交涉に當ることとなつた旨が同日發表された。

(二)武器貸與總額

十一月十二日發表された米國大統領の議會に對する第二十四次武器貸與報告によれば、同法成立以來本年三月末までの同法による物資及びサーヴイスのための支出は

五〇、三七七、六一八、三三九ドルで、又受取り總額は一、〇五〇、三八二、六六六ドルとなつているとのことであるが、右の數字は今後殖んど變化しないものと見られるとのことである。

因みにこれまでに發表された各國別貸與高は一九四六年十一月十八日附のものが最も新しく、參考までに記せば次の通りである。

(期間一九四一、三、一一―一九四六、八、三一)

	米國の貸與額	逆貸與額
總額	五〇、五九六、六九八、四八九ドル	七、三八七、〇〇〇、〇〇〇ドル
この中四八五億ドルが左の諸國に貸與された殘りは行政費その他である。)		
イギリス	三一、三六七、五五九、三二七ドル	六三一、九、七六二、〇四五ドル
フランス	三、二三〇、六六〇、一九八、	八六七、七八一、二四四、

國		
中國	一、五五七、三九九、九九三ドル	三、〇七二、〇〇〇ドル
ベルギー	一五三、二三五、二二〇	一九一、二一五、九八三
チエツコスロヴアキア	五〇三、二六五	
ユーゴスラヴイア	三二、〇〇〇、〇〇〇	
トルコ	二六、六五九、一〇四	
ノルウエー	五二、二一六、六〇二	
ソ連	一、二六六、六四二、二七〇	二、二一二六九七
ブラジル	三三二、〇〇〇、〇〇〇	
その他の中南米諸國	一二七、〇〇〇、〇〇〇	

(三)現在までの清算狀況

武器貸與法による債權債務の中、左の諸國との間ではすでに決濟が行われていた。(括弧内は協定成立の日附)

イギリス(一九四五、一二、六)
トルコ(一九四六、五、七)
アイスランド(一九四六、五、一六)
フランス(一九四六、五、二八)
オーストラリア(一九四六、六、六)
ニュージーランド(一九四六、六、七)
チェコスロバキア(一九四六、九、一〇)
ベルギー(一九四七年に入つてからは、一九四六、九、一二五)

三月三日南阿連邦との間で、次いで五月二十八日オランダとの間で決濟のための協定が成立した。

南阿連邦との協定の主な内容は次の通りである。

南阿連邦はその対米武器貸與債務一億六千九百万ドルと米國から購入する余剰物資七百五十万ドルの代價として、協定成立後一カ月以内と、六カ月以内との二度に分けて現金一億中百四十万ドルの價値のあるものを南阿連邦に振向け、供給しそれを以て同國内における米國公館の費用や学生交換用にあてることとなつている他、協定文中には米國が他の諸國

との同種協定を行つた際に含まれていたためとほゞ同様の條項が含まれている。

オランダとの間の協定は次の通りである。

オランダは利率二%三十カ年年賦で一九五一年七月一日以降米國に対して六千七百五十万ドルを支拂い、米國はオランダに対して二千五百万ドルを二中二千百八十万ドルは數日中に一支拂い、オランダもまた前記六千七百五十万ドルの中千九百五十万ドルを右と同時に支拂う。又オランダが米國に対して持つている一億三千万ドルの余剰物資債務についてもその返還條件を一九五一年七月一日以降三十カ年年賦利率二%。と定めることとした。

右の他一九四七年には解決をみなかつたが米國はソ連、中國、ブラジル、ノルウエー、チエッコスロヴァキア、ギリシヤ、ユーゴースラヴィアの七國との間で決濟のための交渉を行つているとのことである。

二、米國余剩軍需物資処分狀況

終戰時米國內及び國外に多量に存在して、一應不要となつた米國の余剩軍需物資の中、直接の武器以外は平和回復後といえども利用價値のあるものが少くなく、かといつて本國に持ち返る必要もないものを米國は余剩物資として指定した上で原價を割る價格（在外余剩資產については原價の約二二%程度）で諸外國に讓渡しているがその方法としては現金による賣却の他

(一)在外資產清算局による在外余剩資產クレジット

(二)米國海事委員会による船舶賣却クレジット

(三)軍需資產管理局による米國內余剩資產クレジット

の三つの途によるクレジットを供與して購入の便宜を計つているが、一九四五年六月三十日から一九四六年十二月三十一日までの間に右の(一)により十一億四千万ドル(二)により一億七百万ドルを供與している。（米國通貨金融問題諮問委員会報告）、しかして一九四七年中に供與したこの種クレジットは次の通りである。

國名	金額（單位百万ドル）	調印日	內容
ハンガリア	一五	二、一五	在独米軍余剩物資購入資金として
オランダ	一〇	二、二七	余剩物資購入用（レール、鋼材等）
フィンランド	一〇	五、一二	〃

イエーメン	一	五、二五	余剰物資購入用（トラック、自動車、医療品等
フランス	五〇	五、二七	〃
イラン	二五	六、二〇	〃
フィリッピン	一〇	九、一九	〃（衣類毛布等）
オランダ	五	一〇、三	米國内余剰物資購入用、利率三%、期間十五カ年、軍需資産管理局クレジット
ノルウェー	一二	一〇、二八	在欧米軍余剰物資購入用
合計	一三八		〃 〃

右の外に金額は不明であるが、ハイチ、トルヨ等にも若干の余剰物購入用クレジットを供與しており、又一月から五月三十一日までの間に海事委員会から四千三百万ドルを、軍需資産管理局から一千万ドルをクレジットとして供與しているものの如くであるが、その相手國は不明である（全米國際通貨金融問題諮問委員会報告参照）

因みに余剰軍需物資の総額は処分済みのものも含めて國内に約二百三十億ドル、（七月二十二日リトルジョン軍需資産管理局長官談）海外に約百一億六千五百万ドル（一月三十日マーシャル國務長官談）に達するものの如く、前者については本年七月二十二日までにその約七〇%の処分を、主として米國内部で、済まし、

後者については、十一月一日までに終戰当時持つていた余剰物資八二%の処分を終つたとのことである（十一月一日ロヴュット國務長官代理報告）

なお、余剰物資の賣却によつて得た代金を以つて米國と外國との間で学生交換、文化交流等の資金にあてる所謂フルブライト法（一九四六年成立）による第一回の協定が十一月十日米國と中國との間で成立した。これにより中國は米國から購入した余剰物資の購入代金の中二千万ドルに相当する中國通貨を基金として向う二十カ年分の両國間の文化交流及び教育促進にあてることとなつた。同様の協定は近くビルマとの間でも成立が期待されており、更にフィリツピン、ニュー、ジーランド、イタリア、ギリシヤ、ベルギー等の諸國との間でも考慮されており、米國としては最終的には二十四カ國との間に同種の協定を結ぶ意図を有しているとのことである。

米國の対外金融援助概観

第二次大戰による破壞を全然受けずしかも戰爭を契機として驚異的な生産力の擴張をとげた米國は終戰以來、戰後世界の再建のための最も輝かしい擡頭力として、荒廢したヨーロッパやアジアはもちろん、產業の新らしい開發を求めている中南米の諸國にまで、贈與、借款等の形で、その經濟的援助の手をのべているが、それは一九四七年に入つてからはソ連を中心とする共產主義勢力の膨張を抑壓するという所謂トルーマン・ドクトリンの線に沿つた新らしい使命を帶びて一層積極的となり、更に今までのように國毎に個々に與えていた借款では到底十分な效果を期待することができぬという認識の上に立つて、ヨーロッパ諸國に國際協力的な長期復興計畫の樹立を呼びかけた六月五日のマーシャル米國務長官演說が行われるにいたつて、いわゆるマーシャル計畫として、米國の世界經濟政策はその巨大な一歩を進めた。その後右の呼びかけに應じて行われたヨーロッパ十六カ國の歐州協力會議、更に今年夏ごろから顯著になつた世界的ドル貨不足の端的な表れとして右の長期復興計畫が實施されるまでに緊急を要する諸國に對する援助を決定するために行われた米國特別議會の召集等が同年中におけるもとより米國の對外援助政策はその貿易政策、產業政策等という米國の政策の一かんをなすものとして廣く世界經濟に對する米

て綜合的に考察すべきものであるが、今便宜上これを左の八項目に分類して略述することゝする。

(一) 商業及び復興開発借款

米國輸出入銀行による補化借款、同行による復興開発借款、政府による借款、復興金融会社による借款等を一括して、第二次大戰終了以來一九四六年末までに、米國は五十五億一千二百八十万ドルの金融援助を諸外國に対して與えていたが、一九四七年に入つてからは次表のような借款を與えた。

相手國名	金額調印日 單位百万ドル	内容
フインランド	一〇	輸出入銀行・フインランドの木材・パルプ・紙増産機械・原料等購入資金、利率三五%、一九五四から一九五八までに返済
〃	一〇 〃	輸出入銀行・食糧輸入資金・利率二%一九四七年末までに返済
〃	二・五 〃	輸出入銀行・米綿輸入資金・利率二・五%綿花積出後約十五カ月以内に返済
ブラジル	七・五四七・三	輸出入銀行よりフイニツシユ・アメリカン・トレイデング・コーポレーションへ・フインランドの商業近代化用機械設備等の購入資金として
〃		輸出入銀行・リオ・ドチエ峡谷鉱山開発その他の資材購入資金として一ブラジルにはこの他に一千九百万ドルの借款が別に

ノルウエー	五〇四七	三一三	る一四七三一〇R・P）輸出入銀行、鉄鋼製品その他の輸入資金として
ニカラグア	四四七	三二〇	バンク・オブ・アメリカより農商資金としてニカラグアの二銀行へ
ハンガリア	七四七	四三	輸出入銀行からハンガリアのペスト、ゼネラル・クレヂット二銀行へ、米綿三万八千俵買付資金として（八月七日取消発表）
イタリア	五四七	四四	輸出入銀行よりイタリアタバコ専賣局へ、イタリア産タバコに混入して輸出するための米葉輸入資金として
メキシコ	五〇四七	五一四	輸出入銀行よりメキシコ産業開発のため

銀行理事会で可決

トルコ	四・二五四七六一七		米國商社対トルコ商社、アンカラ、イスタンブール、アダナに飛行場建設の爲
ドルコ	二五四七六二〇		米國輸出入銀行より、機関車二六台、発電所、鉱山機械等の購入資金として
ウインランド	二・三三四七六二〇		米國輸出入銀行より、トラックタイヤ、チューブ等購入資金として
ブラジル及ヴエネズエラ	一六四七六二〇		米國輸出入銀行より米國資材購入のため
オーストリア	一三四七七		輸出入銀行より資材購入費
イタリア	二三四七八四		輸出入銀行よりイタリア國内三商社へ、内訳はフイアツト目動車会社へ一〇、モンテカチニ化学工業へ九ピレツリ、ゴム会社へ四

イタリア	五・八	四七一〇	二	輸出入銀行より造船所機械原料購入費
〃	三六	四七一〇	二三	同、細目不明
カナダ	三〇〇	四七一一	一八	同設備及び原料品購入用、原則了解成立
アインランド	五	四七一一	一九	同、原棉購入用
オーストリア	〇・五	四七一一	二二	同、余剰物資購入操作用
ベルギー	五〇	四七一一	二七	同、設備及び原料購入用
イタリア	四・六	四七一一	四	同、貿易開発のため
フランス	八二	四七一一	二	米國連邦準備銀行より独よりの対佛返還金塊を担保として
一九四七年合計	七二五・三			
終戦以來累計	六二二八・一二			

(二)余剰物資クレジット
略(一「兵」参照)

(三)贈與

米國は終戰以來一九四六年の末までに、アンラを通じて二十七億ドルを被解放國の救濟資金として支出しているが他、フィリッピンに対して六億二千万ドル、中南米諸國に対して二千七百万ドルを贈與として提供しており合計三十三億四千七百万ドルを與えている。

その中アンラを通じて行つた贈與は最も大規模で效果も著るしく、しかもアンラ全体としての醵出額において米國の占めている比重も最も大きかつた。

一九四七年にいたつてアンラの事業は終了したのであるが、それら被解放諸國においては救濟を要する狀態が依然として存続しているので、米國は自國だけでこの種の救濟の事業を続行することとなりいわゆるポスト・アンラ資金を支出することとなつた。

五月三十一日に本案が米國で成立した時は總額三億五千万ドルを支出する筈であつたが、七月三十日に最後的決定を見たときは三億三千二百万ドルと削減されていた。右削減の理由は、ソ連圏に走つたポーランド、ハンガリアに予定されていた救濟を取止めたからである。

なお十月末までの本資金からの各國向贈與は左の通りである。

	協定金額	十月末までの実際支給額
	百万ドル	ドル
イタリア	一二五	一二、二九六、〇七八
オーストリア	一〇〇	八八、六三九、一四六
ギリシャ	五〇	三八、七三七、四七七
中國	三〇	二七、七〇〇、〇〇〇
トリエスト	不明	九七、六五九、四三
國際緊急兒童基金	一五	一五、〇〇〇、〇〇〇
その他		二、一〇〇、〇〇〇

従つて十月末における残額は二四、七六六、四八六ドルにすぎない（一十一月二十四日米大統領報告）

(四)占領地救済費

世界の経済が相互に孤立を許さず一個の全体としての結合状態に達した今日においては、たとえ敗戦國に対してといえども、それを脱落の状態のままに残すことは、それだけ世界全体の安定にとつての障害となり、又占領業務遂行上の支障ともなるので、米國は日本、ドイツ等の旧敵國に対してもそれら國民の最低生活維持のための程度の民需品の供給を行わねばならなかつた。しかしてそれは米國陸海軍の占領地救済費という項目で支出されているのである。結局それも一種の対外融資と見なすことができるのである。

終戦後における この種目の支出は次の通りである。

米國会計年度	金額（単位百万ドル）
一九四六	三一五
（一九四五年七月一一九四六年六月三〇）	（本予算）
一九四七	四二五
（一九四六年七月一一九四七年六月三〇）	（追加予算）三〇〇（一九四七年三月決定）
一九四八	六〇〇（本予算）（一九四七年七月三〇成立）
（一九四七年七月一一九四八年六月三〇）	（追加予算）三四〇（一九四七年三月三成立）

注、三億ドルは日本向一億四千四百万ドル、朝鮮向六千七百万ドル、ドイツ向六千七百万ドル、墺伊向二千万ドルと割当てられていて、一九四七年一六月分の使用にあてられることになつていた。

二六億ドルは当初陸軍省の案は七億二千万ドルであつた。
三三億四千万ドルは当初四億九千万ドルを要求されていたもの
である。

(五)ギリシヤ、トルコ援助

三月十二日トルーマン米大統領は議会の上下両院合同会議の席上、これまでの英國に代つて、今後米國はギリシヤ及びトルコに対して財政、経済上の援助を行い、以て共産主義の脅威に対する防壁の任務につく旨の政策を発表した。これがいわゆるトルーマン主義の最初の表明で、そのために一九四八年六月三十日までの分として四億ドルの特別支出を求めた。本案は上、下両院で慎重な討議を経た上可決され五月二十二日大統領の署名を得て正式に成立した。四億ドルの配分については三月二十四日のクレイトン國務次官の証言によればギリシヤへ三億ドル、トルコへ一億ドルを與えるものであり、前者との間では七月十二日各々本資金供給についての協定が調印された。

(六)マーシャル・プラン

六月五日、ハーバード大学の同窓会席上、マーシャル米國務長官は、「欧州各國は協力して再建計画を樹てよ、そうすれば米國は援助をするに吝かでない」という意味の演説を行つたが、この時の同長官の演説が、所謂マーシャル・プランの第一声であつて、その後六月二十七日英、佛、ソ三國の外相がパリに集まつて之に対する回答を作成することについての意見を交換したが、ソ連のみは本提案が米國の欧州支配の野望に役立つものに過ぎぬとして反対したので七月三日英、佛はソ連を除外して回答を作成するため ソ連及びポーランドを除くヨーロッパ二十二カ國に対して、七

月十二日からパリで開催する欧州協力会議に出席するよう招請状を発するに及んで具体的な第一歩を踏み出すこととなつた。会議に参加したのは、連邦の八カ國を除いた、オーストリア、ベルギー、デンマーク、ギリシャ、アイスランド、アイルランド、イタリア、ルクセンブルグ、オランダ、ノルウェー、ポルトガル、スコーデン、スイス、トルコ及びイギリスとフランスの十六カ國であつた。会議は四日間続いた後参加十六カ國により欧洲経済協力委員会を設けて、來るべき四カ年にわたつて予想される参加諸國及び西部ドイツの、アメリカ並びにその他諸外國との貿易関係における不足額及び参加諸國間の協力を基礎とした共同の復興計画を起草し、九月二十日これを全体会議において可決し、同二十二日十六カ國による署名の上、九月二十四日マーシャル米國務長官に提出した。

この「欧洲経済協力委員会一般報告」を受取つた米國政府は之を公表するとともにクルーグ内務長官、ハリマン商務長官及びノース博士を委員長とする三つの委員会をして十分な検討を加えさせそれらを基として十二月十九日欧州復興計画として議会に提出した。

欧州経済協力委員会報告書は西欧十六カ國の一九五一年末までに必要とする國際收支上の赤字を二百二十四億四千万ドルと推定し、その中國際復興開発銀行からの貸付に期待する三十一億三千万ドルを除いた百九十三億一千万ドルの中、米國以外の米州諸國

からの援助分以外を米國からの援助にまつことにしているのであるが、これに対して前記ハリマン委員会は歐洲復興援助のためには第一年度において約五十七億五千万ドル、全般の計画においては百二十ない至百七十億ドルの経費を米國は支出せねばならぬだろうと述べているし、又十二月十九日大統領が議会に送つた教書及び國務省で作つた歐洲復興計画法案では四年間に約百七十億ドル、その中一九四八年四月から一九四九年六月までの十五カ月間に六十八億ドルの支出方を要請しており、この六十八億ドルの中イギリス及びフランスに各々十五億ドルを割当てることになつているとのことである。米國議会におけるこの法案の本格的審議は一九四八年に入つてから行われることになつており、その最終的な形がどうなるかということは世界の等しく注目している所である。

㈦対欧緊急援助

前項のようにマーシャル・プランによる長期の欧洲復興計画が熱しつつある一方一九四七年初めの異常な寒さと、ついで欧洲を襲ったかん害とによって、漸く戦禍からの立直りを見せ始めていた欧洲の産業は再び大きな打撃をうけ、殊にフランス、イタリア、オーストリア等では、そのままに放置すれば、マーシャル・プランが実施に移されると見込まれている一九四八年四月より前に経済的崩壊が到来し、赤化してしまうような危険が生ずるに至った。

このような事態に対処するため九月二十九日トルーマン米大統領は議会の領袖等を集めてヨーロッパに対して、最低五億八千万ドルの緊急援助を行う必要があると述べたのであるが、それにあてるべき資金がなかったので十一月十七日から特別議会を開いて、一九四七年十二月一日から一九四八年三月三十一日までの分として、五億九千七百万ドルをフランス（三億二千八百万ドル）、イタリア（二億二千七百万ドル）、オーストリア（四千二百万ドル）の三国に供給方を要請した。

この支出案は上下両院で幾多の曲折を経て金額を訂正の上十二月二十三日大統領の署名を得て正式に成立した。

今主要な経緯を略記すれば次の通りである。

十一月十九日上院外交委員会　五億九千七百万ドル

十一月二十五日下院同　中國に対する六千万ドルの支出を加えた五億四千九百万ドルの援助支出を承認

十二月　一日上院本会議　佛、伊、墺向として五億九千七百万ドル支出可決

十二月十一日下院本会議　佛、伊、墺向として五億三十万ドル、中國向として六千万ドル、計五億九千万ドル支出可決

十二月十三日両院協議会　國名を指定せず五億九千七百万ドルの支出に妥協成立

十二月十五日両院本会議　佛、伊、墺、中向として五億九千七百万ドル支出可決

十二月十七日大統領署名　五億九千七百万ドル（佛、伊、墺、中向）

十二月十七日下院歳出委員会　中國を除く五億九百万ドル支出[illegible]

十二月十九日上院歳出委員会　中國を含む五億七千万ドル支出[illegible]

十二月十九日両院本会議　佛、伊、墺、中向として五億四千万ドル可決

十二月二十三日大統領署名　佛、伊、墺向として五億二千二百万ドル、中國向として千八百万ドル、計五億四千万ドル

右のような複雑な経緯を経て漸く五億四千万ドルの支出が決定したので十二月二十六日大統領は右の実施をマーシャル國務長官に発令するとともにその中一億五千万ドルを復興金融会社から即時支出するような措置を考慮することとなつた。

附、米國の中國に対する援助問題

右に述べたように対欧緊急援助支出案の議会における審議中に下院の外交委員会が六千万ドルの対華援助支出を決定したことは当初の議案審議に多くの混乱を導入したが、このことは米國における中國ないしアジア地域に対する関心の深さを示すものとして注目に値いすることであり、現にマーシャル國務長官も十一月十一日議会下院外交委員会で、米國は中國に対して一九四八年六月末までに二億四千万ドル、更に一九四九年六月末までに六千万ドル、合計三億ドルの援助を行う意図があり、一九四八年一月の通常議会までに具体的な案を作成するつもりであるとのべている。それが前記のように議会側からの支出要求によつて小額ではあるが、早手廻しに実現された訳である。

(八)ブレトン・ウッヅ機構を通ずる融資

資本金九十一億ドルとして創立された國際復興開発銀行は、ソ連等の不參加があつて、実際には八十一億七千九百六十万ドルの公称資本をもつて、別項のように発足したのであるが、規定による二〇%の拂込みが終つた一九四七年五月末における拂込総額は十五億八千六百万ドルでその中米國のみの拂込みは六億三千五百万ドルであつた。しかしながらこの他に米ドル又は金として他の諸國の拂込んだ約八千六百万ドルを合わせても、銀行が現在ほとんどそれのみに集中されているドル貨需要に應じ得る額は七億二千百三十万二千三百ドルに過ぎないので、銀行は別項のように七月十五日に二億五千万ドルの社債を米國内で発行して、その貸付能力を増強することとなつた。

又別項のように一九四七年三月以降業務を開始した國際通貨基金に対する米國の醵出金二十七億五千万ドルも米國の対外融資の中に數えるべきであろう。

(九)結論

右に述べた各項目を合計すれば一九四七年中に米國が供與した、又は供與を決定した金融援助の総額は三十四億二千八百三十二万ドルとなり、それ以外の分を合せると、実に百四十二億七千五百十二万ドルに達している。

(十)雜

(1)ハンガリアに対する借款取消しの事情

前記(一)の借款一覧表中に記した、ハンガリアに対して四月三日米國輸出入銀行が供與を決定した棉花買付用借款は、八月七日、マーシャル國務長官によつて、その取消しを發表されたのであるが、その理由はハンガリア銀行が國有化されるおそれが生じたためである旨同長官から發表された。

(二)民間による対外援助

米國が國家として多大の金融上、救済上の援助を欧、亜諸國に対して與えていることは前記の通りであるが、そのほかに米國市民の多くの者が私的に各種の対外援助を行つていることも決して忘却すべきではなく、第二次大戰ぼつ發以來私人及び民間團体による対外救済物資の送付は十億ドル以上に達している旨が米議会の小委員会で發表されている(一四ページ一RP)

ヘ、ポンド域金融事情

(一)ドル貨調達問題

(1)米英借款の引出状況並びにポンド貨の自由交換停止

一九四五年十二月六日調印され、一九四六年七月十五日成立した米英金融協定によつて米國から供與された三十七億五千万ドルの借款を英國は一九四七年末までに次の通り引き出した。(單位百万ドル)

一九四六年	七月十八日	三〇〇	九月五日 一〇〇、十月四日 二〇〇
一九四七年	一、二、八	五〇	白万ドル
	一月二日	二〇〇、	二月二十日 一〇〇、三月十日 二〇〇、四月一日 二〇〇、四月二十三日 二五〇、五月十五日 二〇〇、六月三日 二〇〇、六月二十五日 一〇〇、七月八日 一五〇、七月十六日 一〇〇、七月不明日 一五〇、七月三十日 三〇〇、八月十一日 一五〇、八月二十五日 一五〇、八月二十六日 一五〇、九月二十八日 一五〇、十二月十日 一〇〇

米英協定成立当時、一九五〇年ごろまではもつものと予定されていたこの借款が、このように急速に引き出され、一九四七年末にはすでに三億ドルを残すのみとなつた理由としてはいろいろ言われているが、イ、欧洲復興の遅延ロ、一九四七年初冬の異常な寒さと夏の干ばつ

ハ、従来英國の為めにドル貨獲得に貢献していた東南アジア地域の喪失

ニ、米英協定中のポンド自由交換條項

ホ、米國における物價騰貴

ヘ、ドイツ占領地域えの補給

等があげられている。

しかしながらこれは、第二次大戦によつて船舶や在外資産を失い、更に巨額の封鎖ポンド負債までを累積して著るしくその金融的地位を劣悪化したイギリスがその生存のためには、同國所要の食糧、工業原料品の半ばまでを輸入にまたねばならぬのに對して、その輸入を賄うに足るほどの輸出を―殊にドル地域に對する―をすることが出来ぬという事情の端的な表れとみるべきであろう。一九四七年九月ロンドンで行われた國際通貨基金の第二回年次各國委員会におけるギュット專務理事の報告にもあるように今次戰爭後における西半球諸國に対する旧世界諸國の貿易上の不均衡は過渡期間における不可避的な現象であり、イギリスの他にフランス、イタリア、オランダ、その他の諸國も苦しんでいる所であり、その救済策として一層大規模な米國の対欧援助が計画されているわけであるが、國際交渉[illegible]の面で一九四七年中に英國が起した種々の問題こそは又同時にこのような西欧諸國に共通なドル貨不足事情の反映であろう。

即ち英國の対外収支は一九四七年全年を通じて五億九千百二十万ポンドの入超を示したのであるが、これは同年四月、五月ごろ

の年率約七億六千八百万ポンド又は上半期の年率六億四百万ポンドに比べれば若干の改良といえるけれども、なお年間輸入額の三分の一以上を占めているのである。（クリップス藏相は六億七千五百万ポンドの赤字と発表している）

殊に米英金融協定第七條の效力が発生して、ポンド貨の自由交換が開始されることゝなつた七月十五日以降は益々ドル貨の流失が烈しくなつて國民生活の維持に必要な最低限の輸入のための支拂いまで危くなつてきたので、英國は米國と協議の上遂に八月二十日右のポンド自由交換を停止すると共に、内に食糧配給切下げ輸入削減その他の緊急経済対策を実施し、外には過去一カ年にわたつて諸外國と結んできた四十八個の爲替協定に代るべき新らしい金融協定の締結を申し出ることゝなつた。

ポンド貨の自由交換停止措置の対策として、米國は同時に、未引出しの借款義務四億ドルを連結したが、十二月五日になつて、クリップス英藏相の制限を付けてポンド貨の交換を再開することが可能となつた。という言明を容れて、その凍結は解除され、十二月十日、前記のように久しぶりに借款の引出しが行われたのである。

附、八月二十日のポンド貨自由交換停止に対する各國の措置

オーストラリア、八月十五日から海外旅行者のドル貨携帯額を削減し、タイコ、フイルム、新聞用紙等の輸入削減を計画することとなつたが、八月二十九日に至つて右の輸入制限措置が実施されるまで米ドル地域からの輸入許可を一時停止し、それによるドル貨節約によつて英本國を援助すると共に金塊十五万オンスを英國に賣却した。

ニュージーランド、大体オーストラリアと同じ線にそつて原料品食糧の対英輸出をはかり、以て本國のドル貨不足に寄與することとなつた。

南阿連邦、英國に対して金借款の供與を申し出た。

エジプト、印度、この二國は英國を、そのドル貨獲得のための仲継所にしていたために甚大な打撃を受けた模様で、ドル地域からの輸入制減措置を講じた。

アルゼンチン、政府は八月二十日、利子國の如何をとわず輸入爲替振出許可を全面的に停止した。

スエーデン、八月二十一日、政府はポンド爲替の買付を中止した。

ウルグアイ、八月三十一日政府はポンド爲替の買付を中止した。

イタリア　八月二十二日。英伊金融協定の條項改正要求を提出した。

トルコ　八月二十三日。商務大臣がトルコはボルト爲替を歓迎する旨談話した。

(2) 金の賣却と國際通貨基金からの米貨購入

英國はその國際收支上の赤字補てんのために右のように米國からの借款引出しによつて一九四七年中に二十八億五千万ドルの米貨を獲得したが、その他、殊に下半期においては保有金の賣却と國際通貨基金からの米貨購入とによつて必要なドル資金をまかなつた。その狀況は次の通りである。

(イ) 金の賣却

八月末頃における英國の金及びドル貨保有高は約六億ポンド即ち二十四億ドルと推定されていたが、

九月十五日八千万ドル、十月二十日一億二千万ドル、十月三十日二千万ドル。十一月中に一億九千二百万ドル、十二月中に一億ドル合計五億一千二百万ドルを賣却したため年末十九億ドル以下となつている筈であるが、九月中に南阿連邦から八千万ポンドの金借款を獲得し、又九月五日には濠洲から五百二十五万ドルの金塊を購入しているので、実際の保有高は二十二億ドル程度を維持しているものと思われる。

(ロ) 基金からのドル貨購入

一九四七年中に英國は自國通貨と引換えて、國際通貨基金から米貨を次の通りに購入している。

九月十六日六千万ドル、十月十九日一億二千万ドル、十一月中に六千万ドル、合計二億四千万ドル

(3) カナダからの借款引出し

一九四六年三月、英国はカナダから十五億五千万ドルの借款を受けてゐたが、その中一九四七年九月三日までに二億七千五百万ドルを引出し、その後一九四七年末までに更に一億五千万ドルを引出しているので一九四七年末までの引出累計は九億六千五百万ドルに達した。

(二)対外債務の現狀

十二月十八日、クリフタス藏相は下院において、英國の対外債務は一九四七年末までに五十三億ポンドに増加する見込であると述べているが、英國の外國に負うている債務の中前記の三十七億五千万ドルを含む米國に対する四十四億ドル及び対加債務を除けばその大部分はいわゆる封鎖ポンドとして戰時中に累積されたポンド残高で、その清算については米英金融協定中にも規定があつて、英國は早急にそれが解決をはからねばならぬこととなつている。そのため英國は当座勘定についての決済問題と共にこの問題についても各國と交渉をしているわけであり、一部分を除いて十月十五日までに大多数の國との間で一應の協定に達したのであるが八月二十日の非常措置以來、改めて協定締結のための交渉を始めている。

(1)封鎖ポンドの累積狀況

五月六日ドールトン藏相は、三十五億ポンド以上に達する英國の戰時対外負債は不当であり、且つ英國の負担能力以上である、大幅に切り下げねばならない。と述べて各方面から注意をいたが当時の各國のポンド残高の金額は次の通りであつた。

(單位百万ポンド)

國名	金額 百万ポンド	國名	金額 百万ポンド
オーストラリア	二三〇	歐洲中立國小計	一一

ニュージーランド	九一	アルゼンチン	一三〇
南阿連邦	二三	ブラジル	五〇
アイルランド	一九一	ウルグアイ	三一
インド	一二一七	南米諸國小計	二一一
エジプト	四四〇	その他諸國小計	六四
スダン	三〇		
イラク	七〇	總計	
その他の英領植民地	六五〇	二九四六年三月の推定	三五六二
ポンド域小計	二九八〇		
歐州解放諸國小計	一四三		
ポルトガル	七九		
スケーデン及ノルス			
イス	四〇		

注(一)なお一九四七年八月二十五日英政府官辺の談によれば金額において右とは多少の相違があり次のようになつている。

オーストラリア	一[illegible]〇百万ポンド
エジプト	四〇〇
インド	一、二〇〇
ノルウェー	四〇
ブラジル	六五
ウルグアイ	二〇

注(二)十月十四日ドールより英蔵相の発表によれば左の諸國が一九四六年七月一日から一九四七年八月三十一日までに、そのポンド残高の中から

エヂプト及び	一三五百万ポンド
スダン	四〇〃
セイロン	二五〃
オーストラリア	二五〃 一内二〇は英本國に対する贈與

の内訳で、合計二億三千五百万ポンドを引き出している。

とのことである。

ところで一九四六年七月十五日成立した米英金融協定による

これらの処分方法は

(1)即時解除され且つ経常取引のためいかなる通貨にも轉換されるもの

(2)一九五一年以後年賦制で解除するもの

(3)戦時並びに戦後債務決済に寄與するものとして、且つ右決済により關係各國の受ける利益を承認して調整するもの

という三つに分けて処理される筈である。

これら対英債権を有する諸國の中でエジプト、インド等が最も強硬にその回収を主張している。

(三)英國の対外金融協定

戰時中から英國が他國と結んでいた、英帝國内のドル・プー
制ない至はポンドの封鎖制等に関する爲替協定その他の金融協
は、米英間の金融協定によつて一九四七年七月十五日までに廃
されることとなつていたので、一九四六年以來英國は各國と新
い協定を結ぶための交渉を續けていた。

しかしながらはく大な封鎖ポンドをそのまゝ解放することは
國にとつて破滅を意味すると同時に、その保有する対英債権に
後金融の大きな期待をかけていた各國にとつては出來る限り多
を之から引出すことが問題であり、そのため交渉は簡單にゆか
予定の七月十五日までに協定の出來たのは左の十七カ國との間
過ぎなかつたと推定される。

アルゼンチン、ベルギー、ブラジル、カナダ、ニューフアウ
ドランド、チエツコスロヴアキア、オランダ、エジプト、フイ
ランド、イラン、イタリア、イラク、ノルウエー、ポルトカル
スペイン、スダン、ウルグアイ（以上の國名はポンドの自由交
停止の発表された八月二十日現在で協定済みの國名であり、そ
中には七月十五日以後の分もあるかも知れない）

そこで、米英両國の間で、左の十四カ國については、さきの
英金融協定に規定されていた英國の義務の実行を九月十五日ま
暫定的に免除する旨の協定が成立した旨、七月十五日に発表さ
た。

中國、ジヤム、ソ連、オーストリア、ブルガリア、デンマーク、ソランス、ギリシヤ、ハンガリア、ルーマニア、パラダアイ、ポーランド、トルコ、ユーゴスラヴィア

所が前にも記したような英國からのドルの異常な流失に対する対策として八月二十日ポンドの自由交換が停止されたためにこれら諸國との協定が一應御破算となり、英國は新しい協定を結ぶべく前記の諸國に対して申入を行つた。

新協定は相互的なクレジットの設定ないしは清算制度の設置を基調として封鎖ポンドの解放、当座勘定から生ずる債権債務の自由処分等を規定することとなるだろうと見られていたが、協定成立の速度は遅々たるものの如く、年末までに妥結の傳えられたものはベルギー（九月十一日）、デンマーク（十月一日）、イラク（十一月十八日）、スエーデン（十一月十七日）、エジプト（十二月二十九日）等に成立ず、インド、アルゼンチンとの交渉は前回の時と同じように難航しているもののようである。

なお英帝國の諸國は九月十九日から十月七日までの間ロンドンで硬貨の使用問題に関する金融会議を開いている。その出席國は英本國、オーストラリア、ニュージーランド、南阿連邦、カナダ、アイルランド、インド、パキスタン、南ローデシア、ビルマ、セイロン等である。

ハ その他諸國間の金融協定

第二次大戰の結果生じた國際金融上の變化の中、最も目につくことは米州諸國及び印度、オーストラリア等の英帝國自治領諸國の比重が增大して、イギリス、フランス、ベルギー等の旧資本國の地位が低下したことで、殊に米國は世界中の金融を殆んど一手に引受けているの觀があることはその實狀とともに前に記した通りであるが、一九四七年中に米國以外の諸國が與えた、又は受けた金融援助の狀況は次の通りである。

(一) エジプト

1、チェッコスロヴァキアに對する借款供與

一月二十三日のモスコー放送によればエジプトはチェッコスロヴァキアに對して銅の購入資金として二億クローネのクレジットを與えたとのことである。

2、ユーゴスラヴィアに對する借款供與

エジプト政府は六月九日ユーゴスラヴィアに對してエジプト棉購入のため五十万ポンドのクレジットを供與することを決定した。

(二) アルゼンチン

1、イタリアに對する借款供與

十月十三日、アルゼンチンはイタリアに對して七億ペソ(一億八千七百五十万米ドルに相當)の借款を供與した。その條件は年利二・五%、五カ年間有効である。

2、ルーマニアに對する貿易金融協定

十月十五日のモスコー放送によればこの二國間に協定が成立したとのことである。

3、五億ドル借款計畫

十二月十六日、ハヴァナ会議におけるアルゼンチンの首席代表ホリナリ氏は、アルゼンチンが西半球諸國及びその他の諸國に対して五億ドルの借款を供與する用意がある旨發表した。

4、一九四七年初頭における対外借款供與額

一月九日のブエノス・アイレス報道によれば、それは二億五千万ペソに達していたとのことである。

(三)ソ連

ソ連は米國に対抗してその勢力圏を固める意味からも周辺諸國と多くの貿易、金融協定を結んでいるが、その中でも次の諸國に対しては積極的な金融援助を與えている。

1、ポーランドに対する借款

三月五日、両國間に調印された貿易協定により、ソ連はポーランドに対して金二千八百八十五万五千ドルを貸與することとなつた。

2、中國との関係

支那事變中中國はソ連から武器及び石油の形で米貨換算約二億ドルの借款を受けているが、その第一回の支拂金二千万ドルを一九四六年には農業及び鉱業生産物で弁済した、殘額は一九五二年までに皆済することになつている。

3、アルバニアに対する借款供與

七月二十七日、タス通信の發表によれば、兩國間に成立した經濟協定により、ソ連はアルバニアに対して農業機械及び工業機械類輸入のための小額の借款を供與したとのことである。

4、チニッコスロヴァキアに対する借款供與

十二月十四日、チエッコ外國貿易相はソ連から小麥輸入資金として十一億五千万クラウンのクレジットを得た旨發表した。

5、スエーデンとの關係

一方ソ連は一九四六年中にスエーデンから約二億ドルの借款を得ており、一九四七年上半期中にすでに六千二百万ドル以上を發注したとのことである。

(四) オーストラリア

1、チエッコスロヴアキアに対する借款供与

四月二十一日、オーストラリア首相はチエッコスロヴアキアに対して羊毛買付資金として繊貨五十万ポンドの借款を供与した旨発表した。返済期間は一カ年である。

(五) ニユージーランド

1、フランスに対する借款供与

七月二日、ニユージーランドはフランスに対して、主として國の羊毛買付資金として五百万ポンド（約二千万ドル相当）の借款を供与した。五年間有効、利率二・五％である。

(六) イギリス

イギリスは前に記したものとは別個のカテゴリーに属すべきのような金融協定を結んでいる。

1、英佛民間クレヂツト

一月二十一日のAP報道は、フランスが英帝國内で一九四七中に羊毛を買付ける資金として英國銀行業者から佛國銀行業者対して五千万ドル相当のクレヂツトを供与したとのことである。

2、ポーランドとの間の金融協定

一九四六年六月イギリスとポーランドとの間で成立していた融協定が六月十九日英國側の批准をうけて正式に効力を発生し協定の内容は戦時中の債権債務の決済措置である。

その他英波間には六月九日、六千万ポンドを限度とする向う

カ年間の貿易協定ができている。

3、ハンガリアに対する貿易借款協定

六月二十八日、英大藏省は英國銀行業者に対して彼等がハンガリアに與えている五十万ドルの國内產原料品買付用としてハンガリアの信用を保証する旨發表した。

4、英、ソ間の金融関係

六月二十日から七月二十六日までモスコーで行われた英ソ間の貿易交渉では一九四一年の民需品供給法によつて英國がソ連に與えた三千八百万ポンドの借款の條件緩和が重要な問題になつたものようである。

即ち最初三%であつて一九四五年に二%に切下げられていた利率を更に〇・五%に引下げ、取引の四〇%を現金拂いとしてあつたのを、未調印分についてはこれもクレヂットとし、又最初六カ年一又は十五年一に延長すること又は七年一であつた期間を十二カ年一又は十五年一に延長することをソ連側が申し出て、最後の一項目についての妥協ができたものようである。昭和二十二年八月二日の時事海外電報によると、英ソ間には右の一九四一年の協定のクレヂットの他に正式調印を見ていない別口のクレヂットがあつて、それが三千四百万ポンドに引き出されており、ソ連の対英借方は合計七千二百万ポンド以上に達しているということである。

しかし十二月二十七日に両國間に成立した通商協定によると英國は若干の例外を除き、戰時中にソ連に供給した物資及びサーヴ

イスについての債権を放棄し、その結果英國は二千七百万ポンドの対ソ貸付金とその利子四百万ポンドを失つたということである。

5、ギリシヤ及びパレスチナに対する援助

(イ) 三月六日ドールトン藏相は、過去二カ年において、英國がギリシヤで支出した金額は八千七百万ポンドに上り、その中四千八百万ポンドが一九四六年中のギリシヤ内における英國軍隊維持費及び相互援助費である旨発表した。

その後三月十四日にいたつて、英國下院は三月三十一日（ギリシヤに対して英國が援助を與える最後の期限）までの分として、千九百万ポンドを可決したが、その大部分はギリシヤ軍の維持費として使用され、残余が國民の生活物資購入用にあてられる筈である。又三月二十七日には英國陸空軍の余剰物資約百万ない至百五十万ポンドをギリシヤに無償で拂下げる協定も成立している。

(ロ) 過去二カ年間（一九四七年三月六日現在）のパレスチナにおける英國の軍事費支出は八千二百万ポンドであるという。

6、ビルマに対する金融援助

五月二日、両國間に金融協定が締結され、その結果イギリスは一九四六―四七年度ビルマ財政の欠損補充費として一千二百万ポンドを寄與し、又一九四七年度の復興計畫費として一千八百五十万ポンドを貸與することとなつたが、更に六月一日にはビルマ政府に対して四千七百七十万ポンドの借款を供與したとのことである

る。

(七)フランス

1、フランス・ポーランド間金融協定

十一月十二日両國間に成立した本協定により、ポーランドは產業國有に基く佛國人財產の補償として六千万ドルを一九五一年以降十五カ年間にわたつて、石炭三百八十万トンで支拂うことをつた。

第二部　各國財政、金融

（アジア）

一、中國

(一)財政

(1)予算（單位十億元）

		歳出	歳入	備考
一九四六年	（予算）	二七五〇		
	（実行）	一六〇〇〇		
一九四七年	（予算）	九三二〇	七三〇〇	（一月十三日可決、但し一九四六年九月の物價を基準とす）
〃	（予算改訂）	二〇〇〇〇	一〇〇〇〇	（五月七日提出）
〃	（追加予算）	一九〇		（十二月十四日決定）
〃	（実行）	四三〇〇〇	一三〇〇〇	（一九四八、一、三発表）

歳入内訳

税收	九〇〇〇
税以外の收入	二八〇〇
公債	一三〇〇

(2) 内國債発行

國民政府は四月六日米貨表示の内國債四億ドル（内三億ドルは期間三年、利率二〇％の短期國庫証券で米國一ドル対一万二千元の公定相場により法幣で賣り出され、償還及び利子支拂いもその時の法幣対ドル相場で行われることとなつており、他の一億ドルは期限十年、年利六％で、國民手持ちの米國紙幣又は爲替手形、金塊などで購入し、元有利、拂いも米ドルで行われることとなつている）を発行して、対米貿易資金の吸收を図ることとなつたが、その賣行は悪く、年末までに三億ドルの分が三千万ドル、一億ドルの分が二千四百万ドルの賣等をみたのみであつた。

(3) 高額紙幣の発行

(イ) 一月十七日以降、中國中央銀行は額面二百五十（五千元に相当）ならびに五百（一万元に相当）標記の海関金單位通貨を流通させたが更に四月二十三日に至つて一万元紙幣を正式に発行した。

(ロ) 十二月九日以降一千（二万元相当）二千（四万元相当）五千（十万元相当）の海関金單位券を発行し、インフレ下の商取引を上の便をはかることとなつた。

(二) 物價

(1) 米の價格

一九三七年七月		十一元半
一九四五年七月		八百元
一九四七年二月末		十万八千元
	六月	三十万元
	七月	四十万元
	九月初旬	三十万元
	九月十二日	五十万元
	十月十六日	六十万元
	十二月十五日	八十八万元
	十一月十七日附	百万元

(一ピクル)

(2) 物價指數

(上段は一九三六年の卸賣物價指數と比較した倍數、下段は一九四七年一月に對する倍數)

一九四七年一月	一〇倍	一〇〇倍	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇
二月	一一倍	一一〇倍	一、一〇	一、一〇	一、一〇	一、一〇	一、一〇	一、一〇	一、一〇	一、一〇	一、一〇
三月	一七倍	一七〇倍	一、七〇	一、七〇	一、七〇	一、七〇	一、七〇	一、七〇	一、七〇	一、七〇	一、七〇
四月	二二倍	二二〇倍	二、二〇	二、二〇	二、二〇	二、二〇	二、二〇	二、二〇	二、二〇	二、二〇	二、二〇
五月	三一倍	三一〇倍	三、一〇	三、一〇	三、一〇	三、一〇	三、一〇	三、一〇	三、一〇	三、一〇	三、一〇
六月	三二倍	三二〇倍	三、二〇	三、二〇	三、二〇	三、二〇	三、二〇	三、二〇	三、二〇	三、二〇	三、二〇
七月	三六倍	三六〇倍	三、六〇	三、六〇	三、六〇	三、六〇	三、六〇	三、六〇	三、六〇	三、六〇	三、六〇
九月	三七倍	三七〇倍	三、七〇	三、七〇	三、七〇	三、七〇	三、七〇	三、七〇	三、七〇	三、七〇	三、七〇
十月	四六倍	四六〇倍	四、六〇	四、六〇	四、六〇	四、六〇	四、六〇	四、六〇	四、六〇	四、六〇	四、六〇
十二月	五五倍	五五〇倍	五、五〇	五、五〇	五、五〇	五、五〇	五、五〇	五、五〇	五、五〇	五、五〇	五、五〇
一九四八年一月	六七倍	六七〇倍	六、七〇	六、七〇	六、七〇	六、七〇	六、七〇	六、七〇	六、七〇	六、七〇	六、七〇

(「大公報」所載)

一九四七年八月	四八・九二一	四・七〇
九月	六〇・五一九	五・八一
十月	九四・八一三	九・一一

(3) 上海市政府生活費指数

上海市政府では刻々に深化して、くインフレーション対策として、同市内の工員及び職員がその月の給料の支拂を受ける基準となるべき生活費指数を毎月末発表しているが、その基準は一九三七年七月となつており例えば当時の基本給が三十元であつたとすれば、その月分の給料として右の三十元にこの指数を乗じた額を雇主は支給することとなつている。

一九四七年中のこの指数の推移は次の通りである。

一月	職員	六・六一〇倍
	工員	七・九四五倍

二月　二月十六日の経済緊急措施弁法で一月末のものに凍結した。それに対しては労働者側から烈しい非難が行われている。一方國民政府物價委員会では二月の生計費指数として上海一万二千倍（一九三七年上半期の）と発表している。

三月　発表なし。その代り一月末の指数によつて計算された賃銀に七万三千元の割増金を支給することとなつた。

四月　三月分より五〇％方引上げた割増金を支給することとなつた。しかし生活を脅威された労働者層は月別の生

計費指數制度を復活する運動を起した。

五月	職員	一六、四〇〇
	工員	二三、五〇〇
六月	職員	一九、七〇〇
	工員	二五、三〇〇
七月	職員	二三、七〇〇
	工員	二八、七〇〇
八月	職員	二六、八〇〇
	工員	三一、七〇〇
九月	職員	二九、〇〇〇
	工員	三四、〇〇〇
十月	職員	四二、〇〇〇
	工員	四九、〇〇〇
十一月	職員	四六、〇〇〇
	工員	五三、〇〇〇
十二月	職員	五八、〇〇〇
	工員	六八、〇〇〇

(三)経済緊急措置

二月十五、十六日にわたつて國民政府が行つた経済緊急措置の大要は次の通りである。

一九四六年八月法幣の対米爲替率が切り下げられて以來その低落傾向は続き、同年末ごろからその落下の速度を増して、一九四七年二月には急速な暴落を始め、殊に政府が二月六日輸出振興と輸入抑制との見地から全輸出品に対する十割の輸出奨勵金を支拂い、又機械、石炭、棉花、主要食料品以外の輸入品に対して五割の従價附加税を課して、それまでの公定対米爲替率三千三百五十元を、実質的に六千七百元に出げる結果となつたために、その間相場も一躍一万元を突破し、更に十一日政府銀行が金拂の賣却を中止するに及んで更に一万八千元を唱えるに至つた。これに伴つて物價も十日、十一日の二日間に國産品で八割、輸入品では二十割も暴騰し、コーヒー一ばい三千元、ランチ一食二万元にまでなつてしまつた。

はては上海に米騒動が起り、暴徒の掠奪沙汰まで傳えられるという本当の恐慌事態が生じた。そこで政府は二月十五日、物價を一月二十二日の旧正月以前の水準に引き下げよ、という命令を下すとともに毎月の給料支拂の基礎となる生計費指数も一月発表のものに何付けとし、更に翌十六日外國爲替の統制強化、金拂取引の禁止、予算の均衡、物價、金融の統制強化等を骨子とする緊急経済対策を発表し、それによつて、十日前に実施したばかりの輸出

奨励金及び特別輸入税の制度を廃止するとともに為替率を米貨一ドルに対して一万二千元に引下げ二月十七日から実施することとなつたのである。

(四) 新中央銀行外国為替管理弁法並びに修正臨時輸出入貿易弁法の公布

八月十七日、国民政府は右の二弁法を公布実施して、悪化しつつある同国の外国為替及び貿易事情の改善を図ることとなつたが、その大要は次の通りである。

1. 輸出入管理委員会の設置。
2. 外国為替売買を取扱うための指定銀行の選定。
3. 外国為替平衡基金を設置し、同委員会を中央銀行内におく。
4. 従前の公定相場はそのまま据置き、別に右の委員会が市場の状況を参酌しつつ「市價」と称するオープン・レートを定め、毎日午前各銀行が営業を開始する前にこれを公布する。各銀行の外国為替取引はすべてこの「市價」によらねばならぬ。
5. 公定相場で外国為替が買取される輸出品は、生糸、茶、桐油、豚毛、石炭及びコークスに限られる。各銀行が買取した外国為替に対しては中央銀行が補給する。
6. その他の輸入に必要な外国為替は市價で購入せねばならぬ。
7. 輸出為替の売却等は指定銀行に市價によつて購入される。
8. 外国為替の売却は本法に規定されている用途のものに限られる。

ニ フィリッピン

(一)財政

一九四七年度予算（二月十一日、ロハス大統領の対議会提出）

歳出　一一三百万ドル（前年比(一)一一・五百万ドル）

歳入　六五百万ドル（前年比(十)一〇・〇百万ドル）

一九四八年度予算（一九四七年七月一日に初まる一カ年分）

歳出　一二〇・五百万ドル

歳入　九〇・〇百万ドル

（西欧）

三 フランス

(一)財政

1、予算、フランスの予算は十分な資料がないため正確を期し難い。が明月的な報道を総合すれば左の通りである。

一九四六年度決算（五月七日シューマン蔵相報告）

歳出　三、五五〇億フラン

歳入　三、三五〇億フラン

赤字　二〇〇億フラン

一九四七年度予算

（三月十日発表）

歳出　六、六〇〇億フラン

（五月七日シューマン蔵相提出）

五、九〇〇億フラン

（内軍事費二一六〇億フラン）

歳入　五、五〇〇〃

五、九〇〇〃

赤字　一、一〇〇〃

なし

一九四七年度追加單豫予算（十二月二十四日可決）
一〇四・一七億フラン
一九四八年度予算（十二月二十七日可決）
九、〇〇〇億フラン

2、國際收支狀況

フランスの國際收支は非常な赤字で
一九四六年、十一億一千四百五十万米ドル
一九四七年、十一億二千七百八十万米ドル
と逆年輸入超過を續けているが、これが対策として、左の通りの措置をとつている。

イ、米國からの借り入れ

一九四五、一二、四	五五〇百万米ドル
一九四六、一、二八	七二〇〃
一九四六、七、一三	六五〇〇〃
一九四七、二、二七	五〇〇〃
一九四七、一二、二三	三二八〃
計	二、九八〃

（實際はこれより若干減少）

ロ、カナダからの借り入れ

一九四五、一二、一三	二四二百万米ドル
國際復興開発銀行からの借り入れ	
一九四七、一五、九	二五〇百万米ドル

ニ、國際通貨基金からのドル貨購入
一九四七、五、二三　二五百万米ドル
ホ、金賣却※
一九四七、一九、一　賣却措置決定一〇〇百万米ドル
ヘ、駐佛米軍支拂
一九四七、一〇、一五決定　五〇百万米ドル
總計　二、九六五百万米ドル

※注、一九四七年十一月二日のUPはフランスが戰時中マルチニック島に疎開していた金の中八千九百六十万ドルを、十一月始め米國に賣却するためニューヨークに運んだ旨を報じているが、この決定に基いたものと思われる。

この決定について詳記すれば次の通りである。

九月一日フランス國民議会は百二十億フラン（約一億ドル相当）の金をフランス銀行から爲替安定基金に振替え、一九四七年下半期におけるドル地域からの必需品輸入に使用する件を承認した。

その結果、九月四日まで六百四十八億一千六百万フランあつたフランス銀行の金保有高は九月十一日に於五百二十八億一千六百万フラン（約四億四千万ドル相当）に減じた。

なお十月二十二日の駐米フランス大使館当局の談によるとフランスは過去三年間に金種、燃料、原料品を輸入するために総額十五億ドルの金を賣却した、ということである。

(二)物價問題

1。第一回物價引下げ措置

一月二日以後、フランスの全商品及びサービスの價格を一律に五%方引下げることとなり実施された。

2。第二回物價引下げ

三月一日から更に五%の追加引下が実施された。

3。インフレーション対策

右のような物價引下げ措置にもかかわらず、その効果は一時的で全般的なインフレーションの大勢は變らないので、九月九日に至つて政府は物價騰貴阻止のための特別の委員会を設けて、インフレーション克服のための特別の研究を行うこととなつた。

元來戰禍をうけた歐洲諸國の中で、フランスはその生産面における復興が最もいちゞるしく、一九四七年九月においてすでに一九三七年の九七%まで回復している点からみて、同國のインフレーションが戰時中の公債政策及び戰後の歳出入の不均衡に基く財政インフレーションであることは明らかで、その財政の健全化を計ることが最急務であると見られており、その意味で十一月五日それまで赤字の原因の一つであつた、補助金政策を放棄することともに、年末には千三百億フランの國庫收入を目的とした超過利得税案が國民議会に提出された。

いまフランスにおけるインフレーションの状態を示す主要な指數を上げれば次の通りである。

イ、通貨流通高（國連調査）

一九三八年末	一一〇〇	億フラン
一九四三年末	五〇〇〇	〃
一九四四年末	五三〇〇	〃
一九四五年末	七〇〇〇	〃
一九四六年末	七二〇〇	〃
一九四七年一月末	七三〇〇	〃
二月	七四八〇	〃
三月	七四六〇	〃
四月	七七一〇	〃
五月	七七〇〇	〃
六月	八〇七〇	〃
七月	八二三〇	〃
八月	八二五〇	〃
九月	八六八〇	〃
十月	八八〇〇	〃
十一月	八九〇〇	〃
十二月	九二〇八・三	一億フラン

（六月通貨整理）

ロ、卸賣物價指數（國連調査）

一九三八年平均	一〇〇

自 一九一一年 至 一九一二年 平均

一九一一年 一月 一〇〇
〃 二月 一〇〇
〃 三月 一〇〇
〃 四月 一〇〇
〃 五月 一〇〇
〃 六月 一〇〇
〃 七月 一〇〇
〃 八月 一〇〇
〃 九月 一〇〇
〃 十月 一〇〇
〃 十一月 一〇〇
〃 十二月 一〇〇

一九一二年 一月 一〇〇
〃 二月 一〇〇
〃 三月 一〇〇
〃 四月 一〇〇
〃 五月 一〇〇
〃 六月 一〇〇
〃 七月 一〇〇
〃 八月 一〇〇
〃 九月 一〇〇
〃 十月 一〇〇
〃 十一月 一〇〇
〃 十二月 一〇〇

平均 一〇〇

（備考 定基指数）

一〇〇	米
一〇〇	麦
一〇〇	大麦
一〇〇	裸麦
一〇〇	燕麦
一〇〇	玉蜀黍
一〇〇	馬鈴薯
一〇〇	甘藷
一〇〇	大豆
一〇〇	小豆
一〇〇	蚕豆
一〇〇	豌豆
一〇〇	菜種
一〇〇	胡麻
一〇〇	亜麻仁
一〇〇	落花生
一〇〇	煙草
一〇〇	甜菜
一〇〇	蔬菜
一〇〇	果実
一〇〇	蚕糸
一〇〇	綿花
一〇〇	羊毛
一〇〇	牛乳
一〇〇	牛肉
一〇〇	豚肉
一〇〇	鶏卵
一〇〇	鶏肉
一〇〇	魚類
一〇〇	木材
一〇〇	薪炭
一〇〇	石炭
一〇〇	鉄鉱
一〇〇	銅鉱
一〇〇	鉛鉱
一〇〇	亜鉛鉱
一〇〇	錫鉱
一〇〇	燐鉱
一〇〇	硫黄
一〇〇	塩
一〇〇	石油
一〇〇	硫安
一〇〇	硫酸
一〇〇	曹達
一〇〇	人造肥料
一〇〇	人造染料
一〇〇	人造絹糸
一〇〇	人造繊維
一〇〇	人造ゴム
一〇〇	人造石油
一〇〇	人造ガソリン
一〇〇	人造アルコール
一〇〇	人造ベンゾール
一〇〇	人造ナフタリン
一〇〇	人造アニリン
一〇〇	人造ラッカー
一〇〇	人造ワニス
一〇〇	人造ペイント
一〇〇	人造ゴム
一〇〇	人造石油
一〇〇	人造ガソリン
一〇〇	人造アルコール
一〇〇	人造ベンゾール
一〇〇	人造ナフタリン
一〇〇	人造アニリン
一〇〇	人造ラッカー
一〇〇	人造ワニス
一〇〇	人造ペイント

（備考 定基指数）

一〇〇	米
一〇〇	麦
一〇〇	大麦
一〇〇	裸麦
一〇〇	燕麦
一〇〇	玉蜀黍
一〇〇	馬鈴薯
一〇〇	甘藷
一〇〇	大豆
一〇〇	小豆
一〇〇	蚕豆
一〇〇	豌豆
一〇〇	菜種
一〇〇	胡麻
一〇〇	亜麻仁
一〇〇	落花生
一〇〇	煙草
一〇〇	甜菜
一〇〇	蔬菜
一〇〇	果実
一〇〇	蚕糸
一〇〇	綿花
一〇〇	羊毛
一〇〇	牛乳
一〇〇	牛肉
一〇〇	豚肉
一〇〇	鶏卵
一〇〇	鶏肉
一〇〇	魚類
一〇〇	木材
一〇〇	薪炭
一〇〇	石炭
一〇〇	鉄鉱
一〇〇	銅鉱
一〇〇	鉛鉱
一〇〇	亜鉛鉱
一〇〇	錫鉱
一〇〇	燐鉱
一〇〇	硫黄
一〇〇	塩
一〇〇	石油
一〇〇	硫安
一〇〇	硫酸
一〇〇	曹達
一〇〇	人造肥料
一〇〇	人造染料
一〇〇	人造絹糸
一〇〇	人造繊維
一〇〇	人造ゴム
一〇〇	人造石油
一〇〇	人造ガソリン
一〇〇	人造アルコール
一〇〇	人造ベンゾール
一〇〇	人造ナフタリン
一〇〇	人造アニリン
一〇〇	人造ラッカー
一〇〇	人造ワニス
一〇〇	人造ペイント

（備考 定基指数）

一〇〇	米
一〇〇	麦
一〇〇	大麦
一〇〇	裸麦
一〇〇	燕麦
一〇〇	玉蜀黍
一〇〇	馬鈴薯
一〇〇	甘藷
一〇〇	大豆
一〇〇	小豆
一〇〇	蚕豆
一〇〇	豌豆
一〇〇	菜種
一〇〇	胡麻
一〇〇	亜麻仁
一〇〇	落花生
一〇〇	煙草
一〇〇	甜菜
一〇〇	蔬菜
一〇〇	果実
一〇〇	蚕糸
一〇〇	綿花
一〇〇	羊毛
一〇〇	牛乳
一〇〇	牛肉
一〇〇	豚肉
一〇〇	鶏卵
一〇〇	鶏肉
一〇〇	魚類
一〇〇	木材
一〇〇	薪炭
一〇〇	石炭
一〇〇	鉄鉱
一〇〇	銅鉱
一〇〇	鉛鉱
一〇〇	亜鉛鉱
一〇〇	錫鉱
一〇〇	燐鉱
一〇〇	硫黄
一〇〇	塩
一〇〇	石油
一〇〇	硫安
一〇〇	硫酸
一〇〇	曹達
一〇〇	人造肥料
一〇〇	人造染料
一〇〇	人造絹糸
一〇〇	人造繊維
一〇〇	人造ゴム
一〇〇	人造石油
一〇〇	人造ガソリン
一〇〇	人造アルコール
一〇〇	人造ベンゾール
一〇〇	人造ナフタリン
一〇〇	人造アニリン
一〇〇	人造ラッカー
一〇〇	人造ワニス
一〇〇	人造ペイント

（備考 定基指数）

一〇〇	米
一〇〇	麦
一〇〇	大麦
一〇〇	裸麦
一〇〇	燕麦
一〇〇	玉蜀黍
一〇〇	馬鈴薯
一〇〇	甘藷
一〇〇	大豆
一〇〇	小豆
一〇〇	蚕豆
一〇〇	豌豆
一〇〇	菜種
一〇〇	胡麻
一〇〇	亜麻仁
一〇〇	落花生
一〇〇	煙草
一〇〇	甜菜
一〇〇	蔬菜
一〇〇	果実
一〇〇	蚕糸
一〇〇	綿花
一〇〇	羊毛
一〇〇	牛乳
一〇〇	牛肉
一〇〇	豚肉
一〇〇	鶏卵
一〇〇	鶏肉
一〇〇	魚類
一〇〇	木材
一〇〇	薪炭
一〇〇	石炭
一〇〇	鉄鉱
一〇〇	銅鉱
一〇〇	鉛鉱
一〇〇	亜鉛鉱
一〇〇	錫鉱
一〇〇	燐鉱
一〇〇	硫黄
一〇〇	塩
一〇〇	石油
一〇〇	硫安
一〇〇	硫酸
一〇〇	曹達
一〇〇	人造肥料
一〇〇	人造染料
一〇〇	人造絹糸
一〇〇	人造繊維
一〇〇	人造ゴム
一〇〇	人造石油
一〇〇	人造ガソリン
一〇〇	人造アルコール
一〇〇	人造ベンゾール
一〇〇	人造ナフタリン
一〇〇	人造アニリン
一〇〇	人造ラッカー
一〇〇	人造ワニス
一〇〇	人造ペイント

一九四七年末　不明　不明

（但し一九四八年一月末においては三四〇・〇フランであつた）

(三)金融

フランス銀行の公定割引率引上げ

十月九日パリ発ロイタ電によればフランス銀行はその公定割引率をそれまでの一・七五%から二・五%に引上げたとのことである。

(四)雜

ミ、戰爭損害

三月三十日ラマジエ首相は第二次大戰によるフランスの損害を百二十億英貨ポンドであると発表した。

四、[illegible]

(一)物價引下げ

[illegible]物價引下げ政策を断行してかなりの成績を收めたが、労働者の賃銀引上げ要求阻止のため五月十四日、第五回目の物價引下げ合を出すことになった。今回の引下げ率は前回とほぼ同じ[illegible]に引下げ率を決定した。

家庭用器具及び織物	一〇%
婦人用[illegible]	一五%
建築資材、陶磁器	五%
靴、皮製品	五%

これによって政府は国民の生計費を[illegible]図したのであるが、国民の小資商人は[illegible]の政策に反対し、五月十日に至って五十四時間[illegible]を行つたものとなるである。

(二)最高價格制撤廃

四月六日、政府は[illegible]品、織物及び他の食糧を主要商品八十種の最高價格を撤廃した。

(三)補助金廃止

七月三十五日、[illegible]前相は五月一日以降輸入食糧及び産業に対する補助金を廃止することを表した。右により政府は[illegible]貸換算で三千五百万[illegible]の財政支出を節約するものとなるとの見とである。

五 イタリア

(一)財政

1、予算

一九四七―四八年度予算億リラ

歳入　五二〇五・六〇

歳出　八三一七・七一

赤字　三一一二・一一

この赤字を埋めるため政府は四月一日、臨時財産税を公布して三千ないし四千億リラの國庫收入をはかり、又外國からの借款を期待している。

しかるに一九四八年初頭の同國予算調整相の発表によれば同國の赤字は依然四千億リラであるということである。

2、臨時財産税

四月一日公布された臨時財産税の税率は、財産総額三百万リラ以上に対する六分課税を最低として、最高は財産総額十億リラ以上に対する四十一分で、財産所有者は六月三十日までに申告せねばならぬことゝなつている。

(二)物價問題

1、インフレーション指標

イタリアは、第二次大戰後のインフレーションに悩んでいる國の最たるものの一つであるが、その指標を示せば次の通りである。

イ、通貨流通高

一九三九年	二四〇億リラ
一九四六年十一月	四六五二〃〃
一九四六年十二月	五〇五〇〃〃
一九四七年六月	五三〇〇〃〃
一九四八年一月十二日現在、予算調整相発表）	
一九四七年十二月	七八七〇〃〃
一九四八年一月十二日現在、予算調整相発表）	

ロ、生計費指数

一九三八年平均	一〇〇
一九四六年二月	二一九五
〃 八月	一九二九
一九四七年一月	二八三〇
一九四七年八月	五〇七九

ハ、卸賣物價指数

一九三七年	九四
一九三八年	一〇〇
一九三九年	一〇四
一九四〇年	一二一
一九四一年	一三六
一九四二年	一五三

一九四七年一月　三七五四
二月　三八九一
三月　四二三九
四月　四五三三
五月　五二〇三
六月　五三二九
七月　五七七九
八月　五八八九
九月　六一五五
十月　五九九一

ニューリラ貨の対米ドル相場の變動（第一部爲替の項參照）

		公定	自由
一九三八年		一九リラ	
一九四三年		一〇〇リラ	
一九四六年	二月	二二五リラ	
一九四六年	六月	二二五リラ	
一九四七年	一月	二二五リラ	
一九四七年	五月	二二五リラ	三六六リラ
一九四七年	八月	二二五リラ	五九六リラ
一九四七年	十一月	三五〇リラ	七五〇リラ
		公定廢止	
		最低三五〇リラ	六〇三リラ
		なし	六五〇リラ

2、物價引下げ

十月二十五日、生計費の高騰から瀕発する労働攻勢に対処するため、政府はトグニー商相の名で全地方長官に対して、十一月一日までに小賣價格、特に織物價格の切下げをもたらす措置をとるよう命令した。

注、ベイタリアが一九四七年末までに得ている外國からの金融援助は左の通りである。

a、米國による貸付

一九四五	一〇八	二五	百万ドル（輸出入銀行）
一九四六	七二一	一八	〃（在外資産清算委員会）
〃		三七	〃（海事委員会）
一九四六	九九	一六〇	〃（在外資産清算委員会）
一九四七	四四	五	〃（輸出入銀行）
〃	八八	二三	〃（〃）
〃	一〇二	五〇八	〃（〃）
〃	一二四	四〇六二	〃（〃）
計		二七八四二	〃

b、その他の國による貸付

一九四七	七二一	一四五〇四	〃（アルゼンチンより）
総計		四二四八二	〃

（なお右の他に若干の額と結んでいる清算協定による融資もある。）

スエーデン

(一)財政

一月十七日に行われた國王の演説によれば一九四七年度のスエーデンの歳出入はいずれも四十億三千五百万クローネに達しているが、赤字は克服されているとのことである。

(二)物價

	卸賣物價指數
一九三五年	一四〇
一九三七年	一四一
一九三八年	一五一
一九三九年	一四六
一九四〇年	七二
一九四一年	八九
一九四二年	九六
一九四三年	九六
一九四四年	九四
一九四五年	九六
一九四六年	八〇
一九四七年 二月	九四
〃 二月	九五
〃 三月	九六
〃 四月	九七